

令和2年10月29日

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）（令和2年10月7日）に対する意見

日本教育大学協会

1. はじめに

「中間まとめ」について、「第Ⅰ部 総論」の基本的な認識と、現状の分析を踏まえて、令和の時代にふさわしい日本型学校教育を構築する必要があるという方向性は、大学・学部・大学院における教員養成の質的向上を図る上で重要であり、日本教育大学協会としても、その考えを共有している。それを踏まえた上で、以下に意見を述べる。

2. 「中間まとめ」についての意見

（1）幼稚園教諭免許状と小学校教諭免許状との併有の促進について【28頁】

「③教職員の専門性の向上」（28頁）において、幼稚園教諭免許状と小学校教諭免許状との併有の促進について指摘している。しかし、平成28年の教育職員免許法改正及び平成29年の同施行規則改正によって、小学校教諭免許状と幼稚園教諭免許状の併有が非常に困難となり、この提言に著しく逆行するものとなっている。ただし、経過措置として幼稚園教諭免許状取得のためには、従来、領域に関する専門的事項（幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現）は教科に関する専門的事項（小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）の単位を修得させることにより習得したものとみなすことができるとされており（附則第7項）、この措置は平成34年度（令和4年度）までの入学生に対する暫定的措置とされている。「中間まとめ」が提言する両免許状の併有を維持するためには、少なくとも、その暫定措置を延長する必要がある。延長措置がなされなければ、現在、小学校教諭免許状と幼稚園教諭免許状を取得させている大学においては、両方の免許を取得させることが非常に困難となることが予想され、併有者は大幅に減少していくことが予測される。

（2）義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について【35～37頁】

小学校高学年における教科担任制を導入する上では、学校規模や学校の地理的な条件に配慮した教員配置が不可欠である。「①小学校高学年からの教科担任制の導入」（35頁）で例示している外国語・理科・算数などの他、音楽などの実技系の科目などが候補となるものと考えられるが、地方においては、当該免許状を有する人材を、非常勤の任用形態ですら確保することは困難となるものと考えられる。

このような状況に対応するために、当該自治体における義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入、大学による小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の併有の促進などの関係機関の取組は重要な視点であるが、あくまで関係者の努力にとどまる

ものである。「中間まとめ」が「当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討の具体化を図る必要がある」(36 頁)と指摘しているように、教員定数として「具体化」できるかどうか最大の鍵となっている。当該教員免許状を有する者を、すべての地域で専任教員として配置できるような思い切った教員定数措置を国として進めることが求められる。「教員定数の確保に向けた検討の具体化」ではなく、「教員定数の確保の具体化」とした記述に修正されることを望む。

(3) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策について【38、39 頁】

いじめ、虐待への効果的な対応策を講じるための調査研究は必要であり、進めるべきである。なお、37 頁で指摘している不登校の問題と新たに子どもの貧困問題も含め、教育を受けることが困難な子どもたちの問題を解決するために、公教育のあり方と教育人材の研修・養成のあり方を研究開発し、その実践を全国展開することが重要と考える。

(4) 新時代に対応した高等学校教育の在り方について【39～46 頁】

新時代に対応した高等学校教育についての基本的な考え方、各高等学校の特色化・魅力化、教科等横断的な学習の推進など重要な指摘を行っている。その一方で、「中間まとめ」は義務教育段階での教師の養成の在り方については紙幅を割いて言及されているものの、高等学校教育を担う教師の養成等の在り方や改善についてはほとんど言及されていない(45 頁で「また、教員養成や教員研修の在り方も併せて検討していくことが重要である」とのみ記述されている)。高等学校の教員養成は、主に一般大学・学部において専門教育を受けるかたわら、法令上求められる最低限の教職科目を履修する形で行われており、高等学校教育に期待される教育の質を確保する上で、教科専門の知識は備えていても、教科教育の理論と実践、生徒指導・教育相談の理論と実践において不十分な実態にあることは従来から指摘されてきたところである。高等学校における教員養成については、指導法開発の研究拠点の確保等が検討されるべきである。

(5) ICT人材の確保について【61 頁】

「中間まとめ」は、日常の教育活動における ICT 活用の推進という次元を超えて、AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代における教育の在り方、新型コロナウイルス感染症収束後の遠隔授業・オンライン授業の在り方等について改革を提言しているように、ICT の活用は、今後の学校教育において重要な意味を持つと考えられる。教員養成においては、「教育の方法及び技術」「各教科の指導法」(教職科目)において ICT に関する内容を取り扱うだけでなく、「中間まとめ」が指摘するように、施策の裏付けとして、中核を担う ICT 人材の養成が重要な課題となってくるものと考えられる。

ICT 支援員などの人材については、非常勤や期限付きの任用では、安定した人材の養成は困難であると考えられることから、スクールカウンセラーなどのように教育機関に配置すべき専門家として位置づけること、社会人のダブルワークを活用するな

どの大胆な活用の工夫、小中学校における「情報」に関する科目の新設やそれに対応した教員免許種目の設定など長期的にICTを担う人材確保の方策について検討すべきであると考ええる。

(6) 教員免許更新制の実質化について【71 頁】

「中間まとめ」は、教員研修との重複や教員の負担、教員不足への対応の視点から教員免許更新制度の見直しの必要性を指摘している。しかし、免許状更新講習の受講者による免許状更新講習の評価結果によると、全体的に評価が高く、また、現職研修との関係の整理、インターネット活用による弾力的な受講形態が確保されるなど制度運用上の改善が図られ、制度として定着してきていると思われる。

現代において学校教員に求められる役割の高度化に対応するためには、教員の資質・能力の向上策においても、私学教員を含めた国公私立教員全体を対象として、教職生活の全体を通じ、自発的かつ不断に専門性を高める仕組みの整備が不可欠である。初任者研修、中堅教諭等資質向上研修など法定研修については、教育公務員特例法によって公務員である教員のみを対象としており、免許状更新講習は、幼稚園から高等学校教員まで百万人以上にも上る私学を含む全ての現職教員の資質・能力のリニューアルに資する唯一の制度であることの意義を再確認する必要がある。教員免許更新制については、単に、中堅教諭等資質向上研修との整理調整、免許状更新講習の簡便化などの制度の整理・縮減という視点だけではなく、我が国における教師全体の資質向上に関わることのできる唯一の仕組みであることに留意して、内容の段階的な高度化、教職大学院科目との互換性のあるラーニングポイント制の整備など、長期的な観点から教師の資質・能力の高度化に資するための制度として整備すべきであると考ええる。

(7) 教師の人材確保について【71、72 頁】

「中間まとめ」は、採用倍率の低下、教師不足の深刻化という課題認識を背景にして、働き方改革や受験年齢緩和等の方策を提起している。喫緊の教師不足という課題に対応するためのこれらの施策は重要であると思われるが、同時に長期的な観点から、学校教育において進められている学びの質の向上、特別支援教育に関する専門的知識など、より高度な資質・能力を備えた教師の人材確保の方策について検討する必要がある。

現行の教師の人材確保は、開放制の免許制度の下で多くの教員免許状取得者を供給し、その人材プールの中から都道府県教育委員会等が採用試験を通じて適格者を教師として任用するという仕組みを前提としている。しかし、教員免許状取得者、教員志望者自体が減少する現状においては、その仕組みが機能しなくなっていることが危惧される。

長期的な視点から教師として有為な人材の確保を考えた場合、教員養成の高度化、教師としての資質・能力の修士レベル化を進めて行く必要がある。中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成27年12月21日）は教員の資質・能力の高度化を提言している。この答申を踏まえた上で、さらに教師の基本的な

資格を修士レベル化することによってその専門性と社会的地位の向上を図るとともに、給与等のインセンティブ性の明確な処遇と結びついた上進制の免許制度、「教職修士（専門職）」などの学位取得と連繫させる仕組みを整え、教師としての資質・能力の高度化を進めることが必要である。100万人を超える初等中等教育における教員の高度専門職化という量的な要請に応えるためには、教職大学院、教育系修士課程、さらには免許状更新講習（内容の高度化）、都道府県教育委員会の現職研修などを有機的に組み合わせた高度化の仕組み作りをしていくことが必要となるものと思われる。また、68頁において、学び続ける教師としての資質・能力の高度化を担う教職大学院への期待が述べられていることとも関連して、現職教員の一定の割合が継続的に教職大学院で学ぶ環境を整えるために、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づく研修等定数を基礎定数に参入するなどの抜本的な措置が必要である。同時に、現職教員については、教職大学院の共通5領域の枠組みの見直し、現職教員が学びやすい遠隔・オンライン授業の導入、ラーニングポイント制導入等のための設置基準の緩和やその運用の柔軟化について検討する必要がある。

3. その他

教員養成系大学・学部はそれぞれの強み・特色を生かした教育・研究・社会貢献の機能を強化し、経営努力に取り組んでいるところであるが、教員養成系大学・学部は人件費比率が高く、経営努力も限界に達している。すでに、単独では、基本的な免許種の教員免許状を提供できないなど教員養成系大学・学部としての基本的な機能を果たせない事態に至っており、地域によっては複数の大学間で共同教育課程を設置するなどぎりぎりの対応を行っている事例も見られるところである。

「中間まとめ」は、増加する外国人児童生徒等への対応など、令和の日本型学校教育において教員養成系大学・学部が担うべき役割について言及している。国立の教員養成系大学・学部が、このような新しい学校教育の諸課題に応え、次世代において求められる先端的な授業科目の開設等に対応していくためには、地域における教員養成、教師教育の核としての国立の教員養成系大学・学部の機能の維持・拡充、その裏付けとしての財政基盤の確保が必要である。

以上